:			
連絡先			
担当者氏名:		届出番号	
電話番号:			•
		•	
[医療観察依存症集団療法]の施	i設基準に係る届出		
			5.表及が知家学に明子で決体学(
		大寺の状態で里入な他青行為を行つに有のほ ける法律第72条第1項の規定に基づく検査等。	
			ルキロリナケミサのロ眼におい
	は行為が認められたことがないこと。(訪)		
地方厚生局に対して、心神	事要失等の状態で重大な他害行為を行っ	問看護事業型指定通院医療機関においては った者の医療及び観察等に関する法律第85st 〈検査等の結果、指定訪問看護の内容又は	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神	申喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づ	った者の医療及び観察等に関する法律第85%	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に	申喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づ	った者の医療及び観察等に関する法律第85%	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められ <i>f</i>	申喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づ	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められ <i>f</i>	p喪失等の状態で重大な他害行為を行。 関する法律第81条第1項の規定に基づ たことがないこと。)	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに	申喪失等の状態で重大な他害行為を行る 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) 適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められ <i>f</i>	申喪失等の状態で重大な他害行為を行る 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) 適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに	p喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) ・適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに 年 月	p喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) ・適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに 年 月 月 指定医療機関の所在地及び名称	p喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) ・適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに 年 月	p喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) ・適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13
地方厚生局に対して、心神 び高齢者の医療の確保に は不当な行為が認められた 記について、上記基準のすべてに 年 月 月 指定医療機関の所在地及び名称	p喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 関する法律第81条第1項の規定に基づたことがないこと。) ・適合しているので、別添の様式を添えて	った者の医療及び観察等に関する法律第85 く検査等の結果、指定訪問看護の内容又は に	条第1項、健康保険法第94条第13

3 届出書は、1通提出のこと。

## 様式4-2

## 医療観察依存症集団療法の施設基準に係る届出書添付書類

1 依存症集団療法イの施設基準

#### (1) 専任の精神科医

氏名	薬物依存症に対する集団療法に係る適切な研修	

#### (2) 専任の看護師等

氏名	職種	薬物依存症に対する集団 療法に係る適切な研修
	看護師 · 作業療法士	

## 2 依存症集団療法口の施設基準

## (1) ギャンブル依存症に係る専門医療機関

ギャンブル依存症に係る専門医療機関の選定	

#### (2) 専任の精神科医

氏名	ギャンブル依存症に対する集団療法に係る適切な研修	

#### (3) 専任の看護師等

氏名	職種	ギャンブル依存症に対する 集団療法に係る適切な研修
	看護師 · 作業療法士	

# 3 依存症集団療法ハの施設基準

## (1) 専任の精神科医

氏名	アルコール依存症に対する集団療法に係る適切な研修	

### (2) 専任の看護師等

氏名	職種	アルコール依存症に対する
<u> </u>	4以作	集団療法に係る適切な研修
	看護師 ・ 作業療法士	

# [記載上の注意]

- 1 精神科医及び看護師等について、依存症に対する集団療法に係る適切な 研修を修了していることがわかる書類を添付すること。
- 2 「2」について届け出る場合は、「依存症専門医療機関及び依存症治療 拠点機関の整備について」(平成29年6月13日障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定するギャンブル依存症に係 る専門医療機関に選定されていることがわかる書類を添付すること。